

平成25年度における東北地区の景品表示法の運用状況等

平成26年6月20日
公正取引委員会事務総局
東北事務所
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

平成25年度における東北地区（青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県及び福島県の6県）の景品表示法の運用状況は、次のとおりである。

第1 景品表示法違反事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反事件については、公正取引委員会事務総局東北事務所（以下「東北事務所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成25年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が2件、指導が8件の計10件となっている（平成25年度の主要な処理事件は、別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
表 示 事 件	1	2	17	8	18	10
景 品 事 件	0	0	0	0	0	0
合 計	1	2	17	8	18	10

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局東北事務所取引課

電話 022-225-7096（直通）

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/

2 処理事件

平成25年度に処理した事件は、全てを表示事件が占めており、10件となっている。

その態様の内訳を延べ数で見ると、優良誤認（第4条第1項第1号）が5件、有利誤認（第4条第1項第2号）が5件、原産国告示等（第4条第1項第3号）が2件となっている。

平成25年度においては、粉末飲料に含まれる成分の比較方法に関する不当表示、中古自動車の修復歴に関する不当表示及びおとり広告について、東北事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁において措置命令を行った。

表2 表示事件の内訳

(単位：件)

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
優良誤認 (第4条第1項第1号)	0	2	4	3	4	5
有利誤認 (第4条第1項第2号)	0	0	13	5	13	5
おとり広告告示等 (第4条第1項第3号)	1	1	1	1	2	2
合 計	1	3	18	9	19	12

(注) 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

東北事務所が、平成25年度に受け付けた相談件数は241件となっている。具体的な相談内容としては、商品の効果・性能の表示に関する相談、食品の表示に関する相談、商品を販売する際の二重価格表示に関する相談、商品の原産国の表示に関する相談、景品類の提供限度額に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

東北事務所は、平成25年度において、事業者団体が開催する講習会に、計2回講師を派遣し、また、青森県むつ市（平成25年4月）、仙台市（平成25年6月及び平成26年1月）、青森市（平成25年8月）及び山形市（平成25年11月）において、一般消費者等を対象に、景品表示法等の内容を説明するセミナーを開催した。

3 消費者庁及び東北地区各県との連携

東北事務所は、都道府県における景品表示法の執行力の強化に向けた取組を支援するため、同法の運用に関する助言を行うとともに、消費者庁が開催した、東北事務所管内の各県及び北海道の景品表示法の執行等に従事している職員を対象とする「平成25年度『消費者行政ブロック会議』（北海道・東北ブロック）」（平成25年9月）及び「平成25年度北海道・東北地区景品表示法ブロック会議」（平成25年12月）において、意見交換を行うことなどを通じ、東北地区各県における景品表示法の執行等について連携の強化に努めている。

4 食品表示に関する関係省庁等との連携

東北事務所は、不適正な食品表示に関する監視強化等の観点から、仙台市において開催された、東北ブロック食品表示連絡会議（平成25年5月及び12月）において、意見交換を行うことなどを通じ、東北地区所在の食品表示に関する関係省庁等における情報共有及び協力関係の強化に努めている。

平成25年度の主要な処理事件

1 措置命令

事件名	事 件 概 要
株式会社大雄振興 株式会社に対する 件 (25. 12. 10)	<p>株式会社大雄振興社は、「よこて大雄ホップ茶」及び「ホップペクチン茶」と称する粉末飲料（以下「本件2商品」という。）について、以下のとおり表示していた。</p> <p>① よこて大雄ホップ茶を一般消費者に販売するに当たり、平成23年2月から平成24年8月3日までの間、秋田魁新報に掲載した広告等において、「ポリフェノール含有日本一のお茶 ※1」、「※1 国民生活センターポリフェノール含有食品358銘柄商品テスト結果より」等と表示</p> <p>② 本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、平成24年5月から同年9月までの間に配布したパンフレット等において、「ポリフェノール含有量（100gあたり）」、「よこて大雄ホップ茶 5420mg」、「ホップペクチン茶 5210mg」、「赤ワイン 250mg」、「コーヒー 168mg」等と表示</p> <p>①について、実際には、独立行政法人国民生活センターがよこて大雄ホップ茶のポリフェノール含有量について試験を行った事実はなかった。</p> <p>②について、実際には、ポリフェノール等の含有量を記載するに当たって、赤ワイン等については、そのまま飲食できる状態での100グラム当たりの含有量を記載しているのに対して、本件2商品については、そのまま飲用できない粉末の状態での100グラム当たりの含有量を記載しているものであって、本件2商品について、飲用できる状態でのポリフェノール等の100グラム当たりの含有量は、記載された赤ワイン等のポリフェノール等の含有量を大きく下回るものであった。</p> <p>(注)本事件の詳細については、http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131210premiums_1.pdf</p>
株式会社くるま や・L e Oに対す る件 (26. 3. 19)	<p>株式会社くるまや・L e Oは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、平成24年3月15日から平成25年2月21日までの間、「G o o東北版」と称する中古自動車情報誌において、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す「修無」と表示</p> <p>② 当該情報誌の発売日以降、当該中古自動車を販売することができるかのように当該中古自動車の情報を表示</p> <p>①について、実際には、当該中古自動車は、オークション出品票又はオークション出品申込書に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。</p> <p>②について、実際には、当該中古自動車は発売日より前に売買契約が成立しており、取引に応じることができないもの等であった。</p> <p>(注)本事件の詳細については、http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140320premiums_1.pdf</p>

2 主要な指導事件

消費者庁は、景品表示法に違反するおそれのある行為等がみられた場合は是正措置を採るよう指導を行っている。主要な指導事件は以下のとおり。

(1) 優良誤認（第4条第1項第1号）

事 件 概 要
A社は、運営する専修学校の生徒募集に当たり、ウェブサイト等において、国家資格取得試験の合格者実績について、例えば「平成24年度情報処理技術者試験（春・秋期）宮城県学生合格者」に関し、「本校生1名」、「他の専門学校生0名」等と表示していた。 実際には、例えば、宮城県に所在する他の専門学校の生徒で平成24年度の情報処理技術者試験を合格した者が存在していた等、表示されていた他の専門学校等の生徒の合格者数は正確なものとは認められないものであった。
B社は、化粧品を販売するに当たり、新聞広告において、「コラーゲン量の変化で、20代の半分までに激減。しかし、高品質なコラーゲンを補うことで、悩みを解消」等と表示していた。 実際には、B社は、肌に有益なコラーゲンが補われることで失われた肌の張りが回復するという効果の裏付けとなる合理的な根拠を有していないものであった。

(2) 有利誤認（第4条第1項第2号）

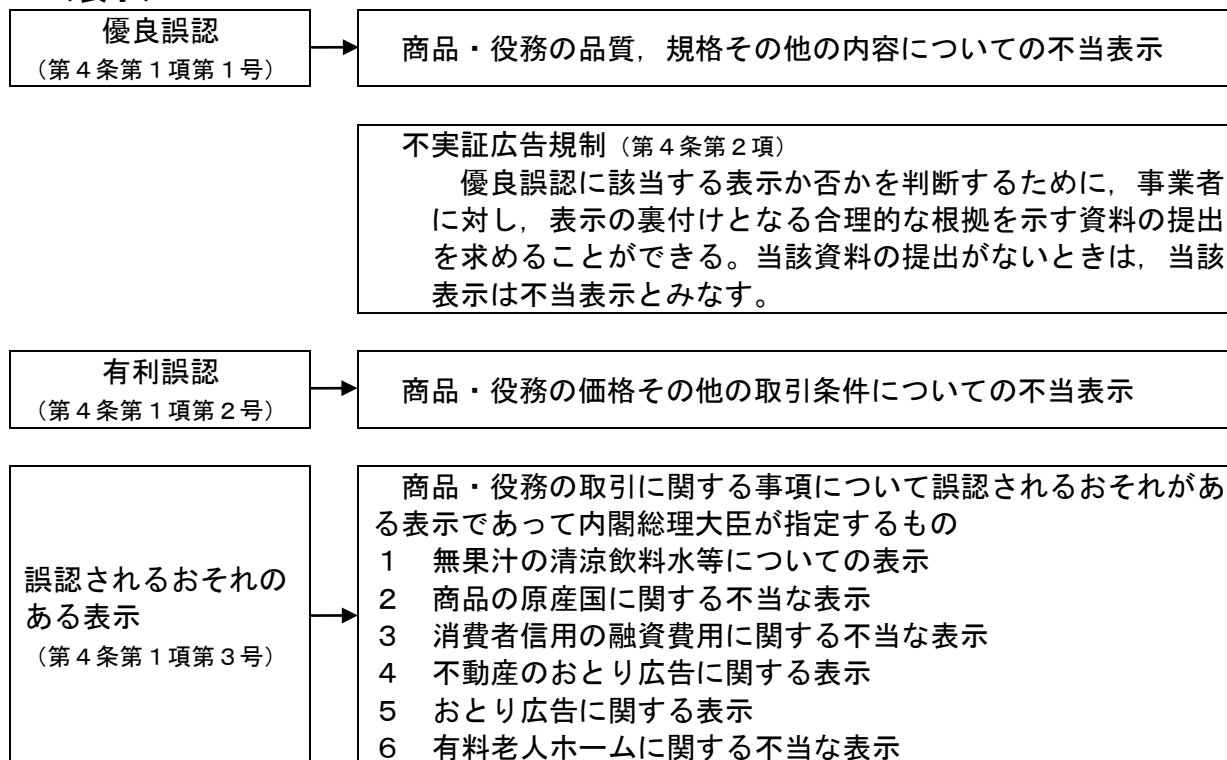
事 件 概 要
C社は、エアコンを販売するに当たり、新聞広告において、カーテンを購入することを条件に「メーカー希望小売価格より50%OFF」と表示していた。 実際には、当該エアコンについてメーカー希望小売価格は設定されていないものであった。
D社は、新聞広告において、 ① 便器を販売するに当たり、温水洗浄便座の写真とともに「全て込み」、「大好評！！キャンペーン価格 68,000円」と ② 給湯器を販売するに当たり、「今がお買い得！石油給湯器50%OFF 半額キャンペーン 工事費セット価格 通常384,300円（税込）のところ 192,150円（税込）」と それぞれ表示していた。 ①について、実際には、当該便器には温水洗浄機能が備え付けられておらず、同機能を追加するには、キャンペーン価格の他に追加料金を支払う必要があるものであった。 ②について、実際には、「通常」と称する価格は、最近相当期間にわたって販売していた価格ではなかった。
E社は、結婚式、披露宴等がセットとなった役務を提供するに当たり、新聞広告等において、例えば「特典1 当日初ご来館ご成約特典 《限定2名様》 テーマパークチケット&宿泊券【15万円相当】プレゼント」等と表示していた。 実際には、表示された組数に限定せず、当該役務の提供を受けた全ての顧客に、景品類を提供することとしているものであった。

(3) 原産国告示（第4条第1項第3号）

事 件 概 要
F社は、草刈鎌をホームセンター等の小売店を通じて供給するに当たり、商品本体に国内の地名等を表示していた。 実際には、草刈鎌の原産国は中華人民共和国であった。

景品表示法による規制の概要

<表示>



<景品>

一般懸賞 (昭和52年告示3号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">懸賞に係る取引の価額</th> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円未満</td> <td>取引の価額の20倍</td> <td rowspan="2">懸賞に係る売上 予定総額の2%</td> </tr> <tr> <td>5,000円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	懸賞に係る取引の価額	景品類限度額		最高額	総額	5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%	5,000円以上	10万円
懸賞に係る取引の価額	景品類限度額										
	最高額	総額									
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%									
5,000円以上	10万円										
共同懸賞 (昭和52年告示3号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引の価額にかかわらず 30万円</td> <td>懸賞に係る売上 予定総額の3%</td> </tr> </tbody> </table>	景品類限度額		最高額	総額	取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%				
景品類限度額											
最高額	総額										
取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%										
総付景品 (昭和52年告示5号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取引の価額</th> <th>景品類の最高額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上</td> <td>取引価額の2/10</td> </tr> </tbody> </table>	取引の価額	景品類の最高額	1,000円未満	200円	1,000円以上	取引価額の2/10				
取引の価額	景品類の最高額										
1,000円未満	200円										
1,000円以上	取引価額の2/10										
業種別 景品告示 (4業種)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新聞業 2 雑誌業 3 不動産業 4 医療用医薬品業，医療機器業及び衛生検査所業 										

○不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第三条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその

行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令

(平成二十一年八月十四日政令第二百十八号)

(公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。